

北上地区消防組合職員の退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第8号

北上地区消防組合職員の退職勧奨の記録に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の退職勧奨の記録に関する規則（昭和62年北上地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県市町村職員退職手当組合支給条例</u>（昭和32年岩手県市町村退職手当組合条例第4号。以下「条例」という。）<u>第6条の3</u>の規定により、勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨の記録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(作成者)</p> <p>第2条 条例<u>第6条の3</u>に規定する勧奨（以下「退職勧奨」という。）の記録は、任命権者から退職勧奨を行うことの指示を受けた者（以下「任命権者等」という。）が退職勧奨記録（別記様式）により作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村職員退職手当支給条例</u>（昭和34年岩手県市町村総合事務組合条例第4号。以下「条例」という。）<u>第6条の4</u>の規定により、勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨の記録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(作成者)</p> <p>第2条 条例<u>第6条の4</u>に規定する勧奨（以下「退職勧奨」という。）の記録は、任命権者から退職勧奨を行うことの指示を受けた者（以下「任命権者等」という。）が退職勧奨記録（別記様式）により作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。